

第1回横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会 会議録	
日 時	令和3年6月28日(月)午後1時55分から午後3時35分まで
開催場所	横浜市研修センター704・705号室
出席者	委員:石戸谷 豊委員、大内蔵 正人委員、多賀谷 登志子委員、角田 真理子委員、山口 伸二委員(五十音順) 事務局:永峯消費経済課長、本田消費生活係長、担当若林
欠席者	なし
議 題	1 委員長の選出について 2 応募要項等について 3 その他
開催形態	一部公開(傍聴者なし)
決定事項	1 石戸谷委員を委員長に選出した。 2 会議の公開に関しては、議題1「委員長の選出について」までを公開とし、議題2「応募要項等について」以降を非公開とする一部公開に決定した。 3 会議録の確認者について、大内蔵委員と多賀谷委員に決定した。 4 職務代理者について、委員長の指名により角田委員に決定した。 5 選定方法について、公益財団法人横浜市消費者協会を対象者とした非公募で選定を実施することに委員会から了承を得た。 6 応募要項について、審議の内容をもとに評価基準項目に平成30年度に実施した第三者評価で指摘された事項の改善具合を記載する項目を追加すること、応募団体に対し、数値上の実績のみでなく、具体的な取り組んだ事例についても記載を求める旨を明記すること等、一部修正を行うことに決定した。また、これに付随し配点の調整、様式集、評点表の関連する箇所についても修正を行うことを決定した。 7 応募団体から提出された財務諸表については、税理士資格を持つ山口委員に確認を依頼することについて、委員の同意を得た。 8 応募要項等について、今後の調整は委員長及び事務局において行ったうえで、内容を確定し、応募団体へ送付することに決定した。
議 事	1 開会  (事務局)皆様、こんにちは。定刻になりましたので、第1回横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会を始めます。 委員の皆様には御多忙の折、御出席いただきましてありがとうございます。また、選定評価委員をお引き受けいただきありがとうございます。

この委員会では、令和4年4月以降の横浜市消費生活総合センターの指定管理を行う団体について御審査をお願いいたします。さて、今回は第1回目の委員会となりますので、委員長選出までの間、事務局で議事進行させていただきます。

まず、はじめに本日の定足数について御報告いたします。本日は、委員総数5名中5名の御出席をいただいております、『横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会運営要綱』第7条第3項に規定する委員の半数以上の出席という要件を満たしていることを御報告いたします。

<委員紹介あり>

## 2 議題(1) 委員長の選出について

(事務局) それでは、本日の議題の(1)『委員長の選出』に移ります。横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会運営要綱第6条で、委員会に委員長を置き、委員長が会務を総理することと規定されております。また、委員長は委員の互選によって定めることになっておりますが、選任に当たりまして、自薦・他薦を問わずご意見等がありましたらお願いいたします。

(角田委員) 消費者問題に造詣が深い石戸谷委員に委員長をお願いしてはどうでしょうか。

(各委員) 異議なし

(事務局) それでは、石戸谷委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(石戸谷委員) 承知いたしました。

(事務局) 石戸谷委員は席の移動をお願いいたします。

(事務局) 次に委員長の職務代理人についてですが、運営要綱第6条第3項に基づき、委員長が指名することとなっておりますが、石戸谷委員長、どなたにお願いいたしますか。

(石戸谷委員長) 消費者問題に詳しい角田委員にお引き受けいただければと思うのですが。

(事務局) 角田委員を委員長職務代理人にお願いするというので、委員の皆様、いかがでしょうか。

(各委員) 異議なし

(事務局) それでは、角田委員に委員長職務代理をお願いしたいと思います。引き続き、事務局からの説明となり恐縮ですが、次に会議録の確認についてですが、今回は多賀谷委員・大内蔵委員にお願いできますでしょうか。

(各委員) 承知しました。

(事務局) ありがとうございます。よろしくお願ひ致します。それでは、これからの議事進行は、委員長にお願いいたします。石戸谷委員長よろしくお願ひ

	<p>致します。</p> <p>(石戸谷委員長) 皆様、よろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、本委員会の会議の公開、非公開の扱いについて、決定しておく必要がありますので確認いたします。</p> <p>なお、本日の傍聴人はおりませんが、位置付けについて毎度確認するものでございます。</p> <p>横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会運営要綱では、委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第 31 条の規定に基づき、公開するものとする、とされていますが、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、本選定委員会で決定すれば、その会議の全部又は一部を公開しないこととできる、とされています。</p> <p>今回の委員会における審議につきましては、応募要項等の検討が主たる内容です。応募要項等の情報が公開前に漏洩してしまうことを防ぐ必要があるため、応募要項の検討部分に関連する部分については非公開とすることが望ましいと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
	(各委員) 異議なし
	2 議題(2)応募要項等について
	<p>※議題(2)以降、非公開。</p> <p>事務局から応募要項(案)、業務の基準(案)、指定管理者の応募関係書類(案)、評点表(案)、今後の選定スケジュールについて、事務局案の説明ののち、委員による審議を行った。</p> <p>応募要項について、評価基準項目に平成 30 年度に実施した第三者評価で指摘された事項の改善事項を記載する項目を追加すること等の一部修正を行うこと、これに付随し配点の調整、様式集、評点表の関連する箇所についても修正を行うことに決定した。</p> <p>また、今後の応募要項等の修正等における事務局との調整については、各委員の同意のもと、委員長に一任することを決定した。</p>
	2 議題(3)その他
	※事務局から各委員へ次回委員会開催日の日程調整中である旨、及び次回委員会での審議内容等について説明を行い、同意を得た。
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会 委員名簿</li> <li>・横浜市消費生活総合センター指定管理者応募要項(案)</li> <li>・横浜市消費生活総合センター指定管理者業務の基準(案)</li> </ul>

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・横浜市消費生活総合センター指定管理者の応募関係書類(案)</li><li>・横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価表(案)</li><li>・今後の選定手続きの流れについて</li><li>・横浜市消費生活総合センター条例</li><li>・横浜市消費生活総合センター条例施行規則</li><li>・横浜市消費生活総合センター運営要綱</li><li>・横浜市消費生活総合センターの指定管理者の選定等に関する要綱</li><li>・横浜市消費生活総合センター指定管理者選定評価委員会運営要綱</li><li>・横浜市消費生活総合センターの指定管理に関する評価結果報告書</li></ul> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|